

平成31年度「地方創生インターンシップ事業」の
企画提案に係る質問書に対する回答書

H31. 2. 27

番号	質 問 内 容	回 答
1	本事業の契約および精算方法について、採択された金額が契約となり事業報告書をもって契約金額が支払われる「確定契約方式」か、使用した費用の証票を提出し積み上げによって精算金額が決定する「概算契約方式」か、どちらでしょうか。	確定契約方式です。
2	一般管理費の請求は可能でしょうか。可能な場合、上限はありますか。	可能です。一般管理費の算出について特に規定はありませんが、その算出方法については合理的に説明できるものとしてください。
3	委託事業の内容⑥の追跡調査ですが、「本事業に参加した学生」とは、MINT への登録者を指しますでしょうか。インターンシップへの参加者を指しますでしょうか（前者の場合、回答の回収率が著しく下がると考えられます）。また、就職先・内定先の調査の内容（業種、企業名などどの情報まで取得するか）および実施時期は宮城県様と協議の上確定で宜しいでしょうか。	インターンシップ参加者を指します。その他詳細は受託業者決定後、協議の上確定します。
4	「インターンシップ学生応援事業における交通費等助成事業交付要綱」はいつ頃開示されますか。交通費助成の詳細や対象学生についてはそちらに記載されることになりませんか。	平成31年度当初予算成立後（平成31年3月下旬）に開示する予定です。交通費助成の詳細や対象学生についてはそちらに記載されます。
5	平成31年10月に消費税が10%となった場合、委託金額は変更されますか。また、変更される場合、どのように変更されますか。	消費税の税率上げが確定した場合、新税率で変更契約を行います。その際は、委託金額から消費税相当額（8%）を除いた額に対して新税率を乗じて計算します。